

法テラスにおける東日本大震災の被災者支援に関する主な取組み

1 被災直後の対応

(1) 日弁連, 弁護士会, 日司連, 司法書士会との共催による各種電話相談を実施 (平成23年3月~同年10月)

① 東日本大震災電話相談

実施主体: 法テラス, 日弁連, 東京3弁護士会

実施期間: 平成23年3月23日~同年9月22日

相談件数: 4,309件

② 東日本大震災仙台電話相談

実施主体: 法テラス, 日弁連, 仙台弁護士会

実施期間: 平成23年4月11日~同年10月7日

相談件数: 7,481件

③ 東日本大震災岩手電話相談

実施主体: 法テラス, 岩手弁護士会

実施期間: 平成23年5月23日~同年9月30日

相談件数: 948件

④ 東日本大震災被災者・避難者支援司法書士無料電話相談

実施主体: 法テラス, 日司連, 各司法書士会

実施期間: 平成23年4月18日~同年6月30日

相談件数: 546件

(2) 日弁連, 弁護士会, 日司連, 司法書士会との共催による避難所, 仮設住宅等での巡回相談を実施 (平成23年3月~)

2 震災法テラスダイヤルの開設

コールセンターにフリーダイヤルの問合せ窓口「震災 法テラスダイヤル」を開設 (平成23年11月~)

- ・ 問合せ件数 (平成23年11月1日~平成26年3月31日) : 9,076件
- ・ 推移: 別紙のとおり

3 被災者を対象とした民事法律扶助の特例措置の導入

一定の被災者を対象に, ①自己破産事件予納金 (管財人報酬) の立替, ②立替金の償還猶予を実施 (平成23年9月~平成26年3月)

4 震災特例法を利用した震災法律援助

資料3参照

5 被災地出張所の設置

資料4参照

6 常勤弁護士の被災自治体への派遣等

(1) 日弁連・法務省と連携して、被災地支援のため、被災自治体に法テラスの常勤弁護士を派遣

- ・ 宮城県気仙沼市（平成25年9月～）
- ・ 宮城県東松島市（平成25年4月～）
- ・ 福島県相馬市（平成25年6月～）
- ・ 福島県浪江町（平成25年8月～）

※ただし浪江町に派遣されていた常勤弁護士は平成25年12月31日付けで法テラスを退職

(2) 原子力損害賠償紛争解決センターに法テラスの常勤弁護士を派遣（平成25年5月～）

